

## 【法務委員会】

### ○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事補の員数を15人減少すること。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少すること。
- 三 この法律は、令和5年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 平成25年3月26日、平成28年3月18日、平成29年3月31日、令和2年4月3日、令和3年3月12日及び令和4年3月9日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
- 五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境

を整えること。

## ○仲裁法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢の変化に鑑み、仲裁廷が命ずる暫定保全措置についてその内容及び手続並びにその強制執行等の手続等を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 暫定保全措置の内容及び手続に関する規定の整備

- 1 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁判断があるまでの間、その一方の申立てにより、他方の当事者に対し、次に掲げる措置を講ずることを命ずることができる旨の規定を設けること。
  - (一) 金銭の支払を目的とする債権について、金銭の支払をするために必要な財産の処分その他の変更を禁止すること。
  - (二) 財産上の給付（金銭の支払を除く。）を求める権利について、給付の目的である財産の処分その他の変更を禁止すること。
  - (三) 紛争の対象となる物又は権利関係について、著しい損害又は急迫の危険の発生防止のための措置をとり、又は変更前の原状の回復をすること。
  - (四) 仲裁手続の審理を妨げる行為を禁止すること。
  - (五) 仲裁手続の審理に必要な証拠の廃棄その他の行為を禁止すること。
- 2 1の措置を講ずることを命ずる命令（以下「暫定保全措置命令」という。）を発する際の担保の提供、暫定保全措置命令の取消し等に関する規定を設けること。

### 二 暫定保全措置命令の執行等認可決定に係る規定の新設

暫定保全措置命令（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。）の申立てをした者の申立てにより、裁判所が、次の1又は2の決定をする手続を創設すること。

- 1 暫定保全措置命令のうち1(三)の措置を講ずることを命ずるものについて、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定
- 2 暫定保全措置命令のうち1(一)、(二)、(四)又は(五)の措置を講ずることを命ずるものについて、当該暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあるときに、裁判所が違反金支払命令を発することを許す旨の決定

### 三 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に仲裁手続に関して裁判所で行う手続に係る競合管轄を認める旨の規定、一定の場合に仲裁判断書等の訳文を添付

することの省略を認める規定等を設けること。

#### 四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### ○調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案 (内閣提出第29号) 要旨

本案は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、和解の仲介を行う手続において成立した国際和解合意に基づく強制執行を可能とする制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 国際和解合意の定義

当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない第三者が、一定の法律関係に関する民事上の紛争について和解の仲介を行う手続において成立した合意であって、国際性（①当事者又はその親会社の本店が日本国外にある場合、②当事者が互いに異なる国に住所又は事務所若しくは営業所（2以上の事務所又は営業所を有する場合には、紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所。③において同じ。）を有する場合、③当事者が住所又は事務所若しくは営業所を有する国が、合意に基づく義務履行地又は合意の対象事項と最も密接な関係がある地が属する国と異なる場合）を有する合意を「国際和解合意」と定義すること。

#### 二 適用範囲

- 1 国際和解合意のうち、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約又は同条約の実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をしたものを執行力を付与する対象とすること。
- 2 国際和解合意のうち消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争に関するものを執行力を付与する対象から除くものとする。

#### 三 国際和解合意に係る執行決定

- 1 国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、執行決定を求める申立てをする必要がある旨を定めること。
- 2 執行決定の手続につき、管轄、執行を拒否することができる事由の規定等を整備すること。

#### 四 施行期日

この法律は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

## ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第30号) 要旨

本案は、我が国における裁判外紛争解決手続の利用を一層促進し、紛争の实情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 特定和解への執行力の付与

#### 1 特定和解の定義

認証紛争解決手続において成立した和解であつて、当事者が当該和解に基づき民事執行をすることができる旨の合意をしたものを「特定和解」と定義すること。

#### 2 特定和解に係る執行決定

- (一) 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、執行決定を求める申立てをする必要がある旨を定めること。
- (二) 執行決定の手続につき、管轄、執行を拒否することができる事由の規定等を整備すること。

#### 3 適用除外

消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争に関する特定和解及び「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」に規定する国際和解合意に該当する特定和解については、2の規定の適用を除外すること。

### 二 利用者等に対する情報提供

認証紛争解決事業者に義務付けられている利用者等に対する情報提供について、現行の事務所での掲示による方法によるほか、インターネットの利用その他の方法により公表する方法によることもできるものとする。

### 三 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## ○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保するため、逃走の罪の構成要件及び法定刑を改め、公判期日への不出頭罪等を新設するほか、保釈等をされた者に対する監督者制度、拘禁刑以上の実刑の言渡しを受けた者等が出国により刑の執行を免れることを防止するための制度、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度等の創設等を行うとともに、刑事手続において犯罪被害者等の情報を保護するため、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保

#### 1 逃走の罪の構成要件及び法定刑の改正

逃走罪及び加重逃走罪の主体を拡張するとともに、逃走罪の法定刑を「1年以下の懲役」から「3年以下の懲役」に引き上げること。

#### 2 公判期日への不出頭罪等の新設

保釈中又は勾留執行停止中の被告人が公判期日に出頭しない行為等について、2年以下の拘禁刑に処することとする。

#### 3 保釈又は勾留執行停止をされた者に対する監督者制度の創設

保釈中又は勾留執行停止中の者を監督する者を裁判所が選任できることとする。

#### 4 拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者等に係る出国制限制度の創設

拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者等について、裁判所の許可なく出国してはならないこととする。

#### 5 位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度の創設

保釈された者が国外に逃亡することを防止するため、裁判所の命令により位置測定端末を装着させ、飛行場の周辺等の所在禁止区域への所在等の事由の発生を検知できることとする。

### 二 犯罪被害者等の情報保護

犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等により、刑事手続において当該個人特定事項を秘匿できることとする。

### 三 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## **(附帯決議)**

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする。
- 二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。
- 三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずること。
- 四 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されないことがないように、制度の趣旨を周知すること。
- 五 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。
- 六 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないように、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。

## **○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）要旨**

本案は、退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講じようとするもので、そ

の主な内容は次のとおりである。

- 一 難民に準じて保護すべき者を補完的保護対象者として認定する手続を創設し、これを適切に保護するための規定を整備すること。
- 二 退去強制令書の発付前において本邦への在留を希望する外国人からの在留特別許可の申請を可能とするとともに、在留特別許可の判断に際しての考慮事情を明示すること。
- 三 一定の事由により退去強制を受ける者を送還先に送還することが困難である場合に、その者に対し、本邦からの退去を義務付ける命令制度を創設し、命令に違反した場合の罰則を整備すること。
- 四 難民認定手続中は一律に送還が停止されるとする送還停止効に例外を設け、同手続中であっても一定の場合には送還を可能とすること。
- 五 退去強制令書の発付を受けた者の自発的な出国を促すため、素行等を考慮して相当と認められる者について、その申請により、速やかに自費出国をした場合には上陸拒否期間を短縮することができることとする制度を設けること。
- 六 監理措置の制度を創設し、当該外国人の逃亡のおそれの程度、収容により受ける不利益の程度等を考慮して相当な場合には、監理人による監理に付し、収容せずに退去強制手続を進めることとするとともに、収容する場合であっても、3か月ごとに、監理措置に付すか否かを必要的に見直すこととする。
- 七 仮放免制度について、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除する制度と改めた上、健康上の理由による仮放免請求に係る判断をするに当たっては、医師の意見を聴くなどして、その者の健康状態に十分配慮することなどを明記すること。
- 八 入国者収容所等における被収容者の処遇について、保健衛生及び医療、外部交通等に関する事項を明確化するため、具体的な規定を整備すること。
- 九 16歳未満の外国人が所持する在留カード及び特別永住者証明書の有効期間を見直すこと。
- 十 施行期日  
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(修正要旨)**

- 一 難民の認定等の申請をした外国人に対する適切な配慮に関する規定の追加

難民調査官は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定の申請をした外国人に対し質問をするに当たっては、特に、その心身の状況、国籍又は市民権の属する国において置かれていた環境その他の状況に応じ、適切な配慮をするものとする。

## 二 難民の認定等を適正に行うための措置に関する規定の追加

1 法務大臣は、難民の認定及び補完的保護対象者の認定を専門的知識に基づき適正に行うため、国際情勢に関する情報の収集を行うとともに、難民調査官の育成に努めるものとする。

2 難民調査官には、外国人の人権に関する理解を深めさせ、並びに難民条約の趣旨及び内容、国際情勢に関する知識その他難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務を適正に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

## 三 収容に代わる監理措置等に係る判断の適正等の確保に関する規定の追加

改正後の出入国管理及び難民認定法に基づく収容に代わる監理措置及び仮放免の制度の運用に当たっては、容疑者等の人権に配慮し、判断の適正の確保に努めるとともに、監理措置決定をしない理由又は仮放免を不許可とした理由を書面により通知する場合において、その理由を容疑者等が的確に認識することができるように記載する等、手続の透明性の確保に努めるものとする。

## ○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）要旨

本案は、近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの要件を整理して不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするなどの要件の改正その他の処罰規定の整備を行い、あわせて、性犯罪について公訴時効期間を延長するほか、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 刑法の一部改正

#### 1 強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正

(一) 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの要件を「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」という文言を用い



て整理し、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とすること。

(二) 13歳以上16歳未満の者に対し、当該者より5歳以上年長の者がわいせつな行為又は性交等をしたときは、不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪として処罰することとする。

(三) 膣又は肛門に陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為であってわいせつなものを性交等に含めること。

## 2 16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、威迫、偽計、利益供与等の手段を用いて面会を要求する行為等について、罰則を新設すること。

## 二 刑事訴訟法の一部改正

### 1 性犯罪についての公訴時効期間の延長

性犯罪について、公訴時効期間を5年延長するとともに、被害者が18歳未満である場合には、その者が18歳に達するまでの期間に相当する期間、更に公訴時効期間を延長すること。

### 2 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設

被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、一定の要件の下で、主尋問に代えて証拠とすることができることとする。

## 三 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

### (修正要旨)

一 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の規定（以下「新刑法等の規定」という。）の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措

置を講ずるものとするとともに、この検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他性的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

- 二 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

### **(附帯決議)**

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 第1条の規定による改正後の刑法第176条第3項及び第177条第3項の規定において、13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が5歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、第1条の規定による改正後の刑法第176条第1項及び第2項並びに第177条第1項及び第2項の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。また、附則第21条の規定による周知に当たっては、この点についても、併せて周知すること。
- 二 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪における同意の位置付け及び意義、年齢差要件及び地位・関係性要件等並びに面会要求等罪の改正法の趣旨及び構成要件について、若年層をはじめとする国民に対する普及啓発を推し進め、十分に周知徹底を図るよう努めること。とりわけ、子どもに対する性被害の深刻性及び性に関する教育等の重要性に鑑み、初等教育から高等教育に至る全ての学校段階において、子どもの心身の発達段階に応じ、十分な教育等を行うこと。また、普及啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を

行うこと。

- 三 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。
- 四 いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう留意すること。
- 五 子どもが被害者である性犯罪等においては、子どもの負担を軽減し、かつ信用性の高い供述を聴取することが重要であることに鑑み、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等を参考にし、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めること。あわせて、障害者が被害者である性犯罪等においては、障害者からの聴取を適切に行うことができるよう、障害者の特性に十分配慮すること。
- 六 子どもが証人として公判廷に出廷する際、証人の認知発達能力を踏まえず不相当な尋問や困惑させる尋問を行うことは、証人に重篤な心的負担を与えるのみならず、真実発見も遠のくことを踏まえ、適切な子どもの証人尋問の実施に向けて、訴訟関係者がそうした子どもの特性に配慮する必要性の周知に努めること。あわせて、障害者が証人として公判廷に出廷する際には、障害者の特性を踏まえ、適切な証人尋問となるよう配慮すべきことを周知すること。
- 七 附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。

八 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。

九 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。

### **○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（内閣提出第59号）要旨**

本案は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることを可能としようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 性的な姿態を撮影する行為等の処罰等

##### 1 性的姿態等撮影罪、性的影像記録提供罪等の新設

性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録（性的影像記録）を提供する行為、性的な姿態の影像を電気通信回線を通じて不特定又は多数の者に送信する行為、当該送信された影像を記録する行為等について、罰則を新設すること。

##### 2 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収

1の撮影する行為等の犯罪行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とすること。

#### 二 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることを可能とする制度の導入

1 検察官は、その保管している押収物が一1の撮影する行為により生じた物若しくはこれを複写した物又は児童ポルノ等である場合において、当該押収物が電磁的記録を記録したものであるときは、その記録状況等に応じて、当該押収物に記録されている電磁的記録を消去し、又は当該押収物を廃棄する措置を講ずることができるものとし、当該押収物が電磁的記録を

記録したものでないときは、これを廃棄することができるものとする。

2 押収物に記録されている電磁的記録が、捜査段階等においていわゆるリモートアクセスによる複写がされたものであって、リモートアクセス先の記録媒体に複写元の電磁的記録が残存しているときは、電子計算機で消去をする権限を有する者に対し、その消去を命ずることができるものとする。

3 1及び2の措置に関する聴聞手続、検察庁の長に対する不服申立て手続等に関する規定の整備を行うこと。

### 三 施行期日

1 一は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

2 二は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員に対する盗撮が社会問題となっていることを踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、13歳以上16歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。

三 第4章に規定する電磁的記録の消去等が速やかに実施されるよう、検察官に対し必要な研修を行い、法曹関係者に周知すること。

四 本法第2条第1項第4号において13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が5歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、同項第2号及び第3号の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める撮影行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、18歳以上の者が16歳

未満の者の対象性的姿態等を撮影する行為は、同項第2号で定める改正後の刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由の「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や、本法第2条第1項第3号の「行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。

五 子どもに対する撮影行為の被害がとりわけ深刻であることに鑑み、子ども、学校関係者及び保護者に対して本法の趣旨について効果的な啓発を行うこと。また、啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、本法の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。

六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した影像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。

七 性的姿態等撮影罪等の被害者が実効性のある支援を受けられるよう、警察、ワンストップ支援センター、日本司法支援センター、民間の支援団体その他の関係機関・団体相互間の連携の強化を図るなどして、相談体制や支援環境の整備に努めること。

## ○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）要旨

本案は、民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事関係手続等を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事執行手続等における電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 民事執行法等の一部改正

- 1 電子情報処理組織を使用して行うことができる申立ての範囲を拡大するとともに、弁護士、国又は地方公共団体の職員等による申立てについては、原則として電子情報処理組織を使用する方法に限定すること。
- 2 申立て等に係る書面の電磁的記録化に係る規定及び事件記録のうち電磁

的記録に係る部分についての閲覧等の規定を整備するとともに、裁判書等を電磁的記録として作成しなければならない旨の規定を新設すること。

3 電子情報処理組織を使用する方法による電磁的記録の送達の制度を創設すること。

4 映像と音声の送受信による通話の方法又は音声の送受信による通話の方法により期日における手続を行うことを可能とする規定を整備すること。

## 二 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

民事執行手続等の申立ての手数料等について、原則として現金をもって納めなければならないものとする規定を設けるとともに、郵便費用の予納の制度を廃止し、郵便費用に相当する額を、申立ての手数料等の一部にする等の措置を講ずること。

## 三 公証人法の一部改正

1 公正証書は原則として電磁的記録をもって作成するものとするとともに、その作成の際に講ずべき公証人の電子署名等の規定を整備すること。

2 映像と音声の送受信による通話の方法により公証人と嘱託人等とが公正証書を作成するために必要な手続を行うことを可能とする規定を整備すること。

3 電磁的記録をもって作成された公正証書に記録された事項の証明及び閲覧に関する規定を整備すること。

## 四 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとならないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努めること。

二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現さ

れるよう、より一層の検討に努めること。

三 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで事件記録が流出して事件関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。

四 情報通信技術が進展する中、ウェブ会議におけるなりすましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止に向けて不断の検討及び対応に努めること。

五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。

六 民事関係手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的体制の整備及び予算の確保に努めること。

七 民事関係手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。

八 第389条の規定による検討については、本法の施行状況、施行後の情報通信技術の進展やプライバシーに関する規範意識の動向等を踏まえて、適時に行うこと。